

令和4年(行ウ)第182号 旅券不発給処分無効確認等請求事件

原 告 [REDACTED]

被 告 国(本件不発給処分に係る処分行政庁 外務大臣)

答 弁 書

令和5年5月26日

大阪地方裁判所第2民事部合議2係 御中

被告指定代理人

〒530-0047 大阪市北区西天満一丁目11番4号

大阪法務局北分庁舎

大阪法務局訟務部(送達場所)

(電話 06-6311-9329)

(FAX 06-6311-9337)

部 付 金 築 昌 于 [REDACTED]

上 席 訟 务 官 中 野 雅 康 [REDACTED]

訟 务 官 山 地 和 壱 [REDACTED]

法 务 事 务 官 前 田 知 明 [REDACTED]

〒100-8977 東京都千代田区霞が関一丁目1番1号

法務省民事局民事第一課

補 佐 官 横 山 智 宏

国籍調査第二係長 池 浦 大 典

〒100-8919 東京都千代田区霞が関二丁目2番1号

外務省領事局政策課

局 付 高 橋 一 章

外務省領事局旅券課

首席事務官 石 田 達 譲

課長補佐 鶴 見 訓 夫

主 査 澱 谷 奈 穂

主 査 堀 内 勝 博

主 査 石 原 裕 章

〒100-8973 東京都千代田区霞が関一丁目1番1号

出入国在留管理庁

部 付 鈴 木 璃 舞

法務事務官 小 林 寛

法務事務官 久保田 貴 雄

法務事務官 安 藤 宏 弥

〒559-0034 大阪市住之江区南港北一丁目29番53号

大阪出入国在留管理局実態調査部門

首席審査官 武本光弘

統括審査官 小川明彦

(目次)

第1 請求の趣旨に対する答弁	9
第2 はじめに	9
1 事案の概要	9
2 被告の主張の要旨	11
第3 請求の原因に対する認否	11
第4 本件訴えに至る経緯	29
1 カナダ国籍の取得等	30
2 在留資格認定証明書交付申請	30
3 上陸許可（短期滞在の在留資格）	30
4 国籍喪失の届出と取下げ	31
5 前在留資格の抹消手続	33
6 在留資格認定証明書交付申請の取下げ	34
7 本件不発給処分	34
8 審査請求	36
9 本件訴えの提起	36
第5 日本国籍を有することの確認請求（請求の趣旨第1項）及び本件不発給処分の無効確認請求（請求の趣旨第2項）に理由がないこと	36
1 本件不発給処分が無効であるとは認められないこと	36
2 日本国籍を有することの確認請求（請求の趣旨第1項）に理由がないこと	40
第6 本件旅券発給義務付けの訴え（請求の趣旨第3項）が不適法であること	40
第7 本件国籍喪失届不受理処分無効確認の訴え（請求の趣旨第5項）及び本件国籍喪失届受理処分義務付けの訴え（請求の趣旨第6項）がいずれも不適法であること	40
第8 本件資格変更申請の不受理処分無効確認の訴え（請求の趣旨第7項）が不適	

法であること	41
1 原告が主張する本件資格変更申請が存在しないこと	41
2 本件資格変更申請を不受理とした処分が存在せず、本件資格変更申請の不受理処分無効確認の訴えが不適法であること	41
第9 本件在留資格変更許可処分義務付けの訴え（請求の趣旨第8項）が不適法であること	42
1 義務付けの対象である処分が特定されていないこと	42
2 義務付けを求める処分について「法令に基づく申請又は審査請求がされた場合」に当たらないこと	44
3 本件在留資格変更許可処分義務付けの訴えに併合提起された本件資格変更申請の不受理処分無効確認の訴えが不適法であること	45
4 まとめ	45
第10 主位的国賠請求（請求の趣旨第4項）に理由がないこと	45
1 国賠法1条1項にいう「違法」の意義	45
2 国籍法11条1項の改廃を行わなかったことは国賠法1条1項の適用上違法であるとする原告の主張は誤りであること	46
3 国籍法11条1項の周知を怠ったとして国賠法1条1項の適用上違法があるとする原告の主張は誤りであること	47
4 本券不発給処分は国賠法1条1項の適用上違法とはいえないこと	48
5 結論	49
第11 予備的国賠請求（請求の趣旨第9項）に理由がないこと	49
1 原告の国籍喪失届を不受理とする処分があったとして、それが国賠法1条1項の適用上違法であるとする原告の主張は誤りであること	49
2 本件資格変更申請を不受理とし、在留資格を付与しなかったとして、それらが国賠法1条1項の適用上違法であるとする原告の主張は誤りであること	50
3 結論	50

略語については、本文中で定めるもののほか、以下のとおりとする（あえて略語を用いない場合もある。）。また、掲記する証拠のうち、枝番の記載のないものは全ての枝番を含むものとする。

関係法令は、別紙「関連法令」記載のとおりである。

□入管法	出入国管理及び難民認定法
□入管規則	出入国管理及び難民認定法施行規則
□行訴法	行政事件訴訟法
□国賠法	国家賠償法
□東京入管	東京入国管理局（現東京出入国在留管理局であり、名称変更の前後にかかわらず、「東京入管」という。）
□市民権カード	カナダ発行の市民権カード（乙A第2号証11及び12ページ、乙A第8号証4ページ）
□本件手紙	カナダの大蔵名義の手紙（乙A第2号証5及び9ページ、乙A第10号証2ページ）
□訴状	2022年12月21日付け訴状
□本件発給申請	原告が令和元年12月5日付けで外務大臣に対してした旅券法3条1項に基づく一般旅券の発給申請
□本件不発給処分	外務大臣が、本件発給申請について、令和2年6月22日付けで原告に対してした旅券を発給しない旨の処分
□本件審査請求	本件不発給処分を不服として原告が令和2年9月23日（郵送消印）にした審査請求
□国籍喪失届不受理処分	原告が主張する法務大臣の処分（法務大臣が原告

の平成30年11月5日付け国籍喪失届出を不受理とした処分)

□本件資格変更申請

原告が平成30年12月14日付けで東京入管に對してしたと主張する在留資格変更許可申請

□主位的国賠請求

請求の趣旨第4項に係る請求

□予備的国賠請求

請求の趣旨第9項に係る請求

第1 請求の趣旨に対する答弁

- 1 請求の趣旨第3項、第5項ないし第8項に係る訴えをいずれも却下する。
 - 2 請求の趣旨第1項、第2項、第4項及び第9項に係る各請求をいずれも棄却する。
 - 3 訴訟費用は原告の負担とする。
- との判決を求める。

なお、請求の趣旨第4項及び第9項につき仮執行の宣言は相当でないが、仮に仮執行宣言を付する場合は、

- (1) 担保を条件とする仮執行免脱宣言
 - (2) その執行開始時期を判決が被告に送達された後14日経過した時とすること
- を求める。

第2 はじめに

1 事案の概要

本件は、原告が、

- (1) 国籍法11条1項が違憲無効である旨の主張に基づく主位的請求として、
 - ① 原告が日本国籍を有することの確認（請求の趣旨第1項。行訴法4条。以下「日本国籍を有することの確認請求」という。）、
 - ② 本件不発給処分が無効であることの確認（請求の趣旨第2項。行訴法3条4項。以下「本件不発給処分の無効確認請求」という。）、
 - ③ 外務大臣が原告に対して旅券を発給する旨の処分をすることの義務付け（請求の趣旨第3項。行訴法3条6項2号。以下「本件旅券発給義務付けの訴え」という。）、
 - ④ 国籍法11条1項を改廃しなかった立法不作為や、同項を国民に周知すべき義務違反等が国賠法1条1項の適用上違法である旨主張して、被

告に対し、同項に基づき、904万円及びこれに対する訴状送達の日から支払済みまで平成29年法律第44号による改正前の民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払（請求の趣旨第4項。以下「主位的国賠請求」という。）

を求めるとともに、

(2) 国籍法11条1項が違憲無効ではないと判断された場合の予備的請求として、

⑤ 原告が平成30（2018年）年11月5日に東京都世田谷区役所において国籍喪失の届出を行い、法務大臣が不受理の処分（国籍喪失届不受理処分）をしたという事実を前提として、同処分が無効であることの確認（請求の趣旨第5項。行訴法3条4項。以下「本件国籍喪失届不受理処分無効確認の訴え」という。）、

⑥ 法務大臣が前記⑤の国籍喪失届を受理（処分）することの義務付け（請求の趣旨第6項。行訴法3条6項2号。以下「本件国籍喪失届受理処分義務付けの訴え」という。）、

⑦ 原告が平成30（2018）年12月14日に本件資格変更申請を行い、法務大臣がこれを受理しない「処分」をしたという事実を前提として、同処分が無効であることの確認（請求の趣旨第7項。行訴法3条4項。以下「本件資格変更申請の不受理処分無効確認の訴え」という。）、

⑧ 法務大臣が前記⑦の申請に対し原告に適法な在留資格を与える処分をすることの義務付け（請求の趣旨第8項。行訴法3条6項2号。以下「本件在留資格変更許可処分義務付けの訴え」という。）、

⑨ 前記⑤及び前記⑦について国賠法1条1項の適用上違法である旨主張して、被告に対し、同項に基づき、904万円及びこれに対する訴状送達の日から支払済みまで平成29年法律第44号による改正前の民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払（請求の趣旨第9項（予備的

国賠請求))

を求める事案である。

2 被告の主張の要旨

(1) しかしながら、主位的請求について、原告は、国籍法11条1項により日本国籍を喪失しているから、本件不発給処分は適法であって、本件不発給処分の無効確認請求（請求の趣旨第2項）には理由がなく、日本国籍を有することの確認請求（請求の趣旨第1項）にも理由がない。そして、本件不発給処分の無効確認請求に理由がないから、これに併合された本件旅券発給義務付けの訴え（請求の趣旨第3項）は、訴訟要件を満たさず、不適法である。

さらに、主位的国賠請求（請求の趣旨第4項）には理由がない。

(2) また、予備的請求について、本件国籍喪失届不受理処分無効確認の訴え（請求の趣旨第5項）及び本件国籍喪失届受理処分義務付けの訴え（請求の趣旨第6項）は、法務大臣が処分行政府であるという請求の前提が誤っているから不適法であり、本件資格変更申請の不受理処分無効確認の訴え（請求の趣旨第7項）及び本件在留資格変更許可処分義務付けの訴え（請求の趣旨第8項）は、訴訟要件を欠き、不適法である。

そして、予備的国賠請求（請求の趣旨第9項）には理由がない。

(3) 以下、請求の原因に対する認否を行った上で（後記第3）、本件訴えに至る経緯を明らかにし（後記第4）、被告の主張を述べる（後記第5ないし第11）。

第3 請求の原因に対する認否

1 「第2 請求の原因（概要）」について

(1) 柱書きについて

ア 第一段落について

認否の限りでない。

イ 第二段落について

原告が、[REDACTED] 日本国籍を有する父の子として出生し、国籍法（昭和59年法律第45号による改正前のもの。以下、原告の出生時の「国籍法」の記載につき同じ。）2条1号により日本国籍を取得したこと（甲第1号証）、平成20（2008）年4月2日、カナダ市民権法5条1項に基づき、自己の志望によりカナダ国籍を取得して、国籍法11条1項により日本国籍を喪失したこと（甲第3号証の6）は認め、その余は否認ないし争う。

ウ 第三段落について

原告が、請求の趣旨第3項、第7項及び第8項の請求について、仮の義務付けの申立てをしたことは認める。

エ 第四段落について

認否の限りでない。

(2) 「(1) 原告」について

ア 第一段落について

原告が、[REDACTED] 日本国籍を有する父の子として出生し、国籍法2条1号により日本国籍を取得したこと（甲第1号証）、平成20（2008）年4月2日、カナダ市民権法5条1項に基づき、自己の志望によりカナダ国籍を取得して、国籍法11条1項により日本国籍を喪失したこと（甲第3号証の6）は認める。

イ 第二段落について

世田谷区長が原告の国籍喪失届（戸籍法103条1項）の受理を拒否したことについては否認し、その余は不知。

ウ 第三段落について

平成30年10月31日に在留資格を「短期滞在」、在留期間を90日とする上陸許可を受けていた原告（以下、同上陸許可の際に許可された在

留資格を「前在留資格」という。)が、同年12月14日、東京入管に対し、前在留資格の抹消を願い出た(以下「本件抹消願い出」という。)こと、東京入管が、本件抹消願い出を受けて、同日、前在留資格の証印を抹消し(以下「本件抹消」という。)、原告のカナダ旅券に貼付された上陸許可の証印に「CANCELLED」及び「日本国籍判明により抹消」と押印したことは認め、原告が、同日、在留資格変更許可申請(原告がいう「就労ビザ」の申請)をしたことは、否認する。

エ 第四段落について

- (ア) 第一文について、原告が平成31年2月12日に []において発給申請をしたこと、原告が令和元年12月5日に京都府旅券事務所において発給申請をしたことは認め、その余は不知。
- (イ) 第二文について、外務大臣が本件不発給処分をした限度で認める。原告は、平成31年2月12日付け一般旅券発給申請を取り下げており、同申請に対して発給しない旨の処分はされていない。
- (ウ) 第三文について、本件不発給処分の理由が処分通知(甲第3号証の5)記載のとおりであることは認める。
- (エ) 第四文について、法務省民事局が、令和2年3月9日付け法務省民事局民事第一課長宛て領旅第2749号外務省領事局旅券課長照会(甲第3号証の6、以下「外務省領事局旅券課長照会」という。)を受けて、令和2年6月12日付け外務省領事局旅券課長宛て法務省民一第846号法務省民事局民事第一課長回答(甲第3号証の6、以下「民事局民事第一課長回答」という。)を発出したことは認める。

オ 第五段落について

民事局民事第一課長回答を発出した後、法務省民事局民事第一課の職員が、令和2(2020)年6月26日、電話で原告に対し国籍喪失の届出の手続について案内したこと、原告が、令和2年9月23日、本件審査請

求をしたことは認め、その余は不知又は否認する。

カ 第六段落ないし第八段落について

入管庁が、原告に対し、カナダ旅券によっては本邦からの出国ができない旨回答したことは認め、審査請求の経過はおおむね認める。ただし、裁決庁（外務省）は、2022年（令和4年）12月23日、原告の審査請求を棄却する裁決をした（乙A第12号証）。

キ 第九段落及び第十段落について

国籍喪失の届出が報告的届出であることは認め、その余は争う。

(3) 「(2) 原告の被侵害利益～日本国籍、日本国籍を離脱しない自由、日本旅券の発給を受ける権利～」について

ノッティボーム事件判決において「国籍は、結びつきという社会的事実、つまり権利義務の相互性と結合された存在、利益、感情の真正な結合関係を基礎とする法的きずな（原文：legal bond）」と判示されていること、最高裁判所平成20年6月4日大法廷判決（民集62巻6号1367ページ。以下「最高裁平成20年大法廷判決」という。）において原告が引用する判示がされていることは認める。なお、原告が引用する東京地方裁判所平成24年11月7日判決について、甲第69号証の文献に引用されていることは認められる。

(4) 「(3) 侵害行為～違憲無効な国籍法11条1項による日本国籍剥奪」について

ア 柱書きについて

自己の志望により外国国籍を取得した者は、国籍法11条1項の規定を知っているか否かにかかわらず、同規定により日本国籍を喪失することは認め、国籍法11条1項が憲法10条、13条、14条1項、22条2項及び98条2項に違反するとの主張は争う。なお、国籍法11条1項の立法目的には、重国籍の発生防止のほか、国籍変更の自由を認めることも含

まれる。

イ 「ア 国民主権原理、基本的尊重原理及び「個人の尊重」原理違反」について
争う。

ウ 「イ 憲法22条2項違反及び憲法13条違反」について

(ア) 第一段落について

第一文について、国籍法11条1項が旧国籍法（明治32年法律第66号）20条の規定と同趣旨の規定であることは認める。

第二文について、憲法1条に国民主権が、同13条に幸福追求権が規定されていることは認め、その余は争う。

(イ) 第二段落について

争う。

エ 「ウ 憲法98条2項違反」について

国連難民高等弁務官事務所が「無国籍に関する第5ガイドライン」（甲第107の1号証）を定めていることは認め、その余は争う。

オ 「エ 憲法14条1項違反」について

(ア) 第一段落について

第一文及び第二文については、おおむね認める。なお、国籍法11条1項の立法目的には、複数国籍の発生防止のほか、国籍変更の自由を認めることも含まれる。

第三文については、争う。

(イ) 第二段落ないし第五段落について

争う。

(5) 「(4) 本件の請求の趣旨の内容」について

争う。

(6) 「(5)」について

認否の限りでない。

2 「第3 当事者」について

(1) 「1 原告」について

ア 「(1) 日本国籍の取得」について

原告が、[REDACTED] 日本国籍を有する父の子として出生し、
国籍法2条1号により日本国籍を取得したこと（甲第1号証）は認める。

イ 「(2) カナダ国籍（市民権）の取得」について

(ア) 第一段落ないし第三段落について

知らないし認否の限りでない。

(イ) 第四段落について

a 第一文及び第二文について

知らないし認否の限りでない。

b 第三文について

否認する。原告がカナダ国籍を取得した日は、平成20（2008）年4月2日である（甲第3号証の4の資料1及び資料2の次ページ、甲第3号証の6）。

c 第四文及び第五文について

知らないし認否の限りでない。

(ウ) 第五段落について

認否の限りでない。

ウ 「(3) 国籍喪失届の不受理と「日本国籍判明」」について

(ア) 第一段落ないし第三段落について

知らないし認否の限りでない。

(イ) 第四段落について

否認する。

なお、原告は、平成30年（2018年）9月21日、原告の母を代

理人として、東京入管局長に対し、入管法7条の2に基づき、在留資格「日本人の配偶者等」に係る在留資格認定証明書交付申請をしている（乙A第1号証）。

(イ) 第五段落について

「永住審査のための」を「在留資格「日本人配偶者等」に係る在留資格認定証明書交付申請の審査のための」と解した上で、認める。

(II) 第六段落について

原告が、平成30（2018）年10月31日、在留資格を「短期滞在」、在留期間を90日とする上陸許可を受けて本邦に上陸したことは認める。

(オ) 第七段落ないし第九段落について

否認ないし争う

(カ) 第十段落について

東京入管永住審査部門が、上記在留資格「日本人の配偶者等」に係る在留資格認定証明書交付申請の審査のため、日本国籍の除籍謄本の提出を求めたこと、同審査手続にて、原告からそれらの書類が提出されなかったことは認め、「原告の永住審査は中断され」たとの点は否認する。

なお、原告の在留資格認定証明書交付申請は、平成31（2019）年3月1日付けで取り下げられている。

(キ) 第十一段落ないし第十六段落について

原告が、平成30年12月14日、東京入管に対し、前在留資格の抹消を願い出た（本件抹消願い出）こと、東京入管が、本件抹消願い出を受けて、同日、前在留資格の証印を抹消し（本件抹消）、原告のカナダ旅券に貼付された上陸許可の証印に「CANCELLED」及び「日本国籍判明により抹消」と押印したことは認め、その余は否認ないし争う。

(ク) 第十七段落ないし第十九段落について

原告が、平成31年2月12日、[REDACTED]において、一般旅券の発給申請をしたこと、同申請の際、申請書（乙A第5号証）の「外国籍の有無」欄記載の「どのような方法で（外国籍を）取得しましたか」という問い合わせに対し、カナダ国籍の取得方法として、「外国人との婚姻又は養子縁組」欄に印を入れたことは認め、その余は知らないし否認する。

エ 「(4) 旅券発給申請と不発給」について

(ア) 第一段落ないし第五段落について

第一段落は不知。

第二段落は、原告が、令和元（2019）年12月5日、京都府旅券事務所において、旅券法3条1項に基づき、一般旅券の発給申請（本件発給申請）をしたことは認め、その余は不知。

第三段落ないし第六段落は認める。

(イ) 第七段落について

外務省領事局旅券課長照会を受けて、民事局民事第一課長回答を発出したこと、民事局民事第一課長回答に、「[REDACTED]氏から提出された市民権証書及びその関係書類をもって、同氏が平成20年4月2日にカナダ国籍を取得したことを確認することができます。また、同氏の供述や身分関係から、カナダ市民権法第5条第1項に基づき、同氏の申請によりカナダ国籍を取得したものと認められます。したがって、同氏によるカナダ国籍の取得は、国籍法第11条第1項に規定する「自己の志望によつて外国の国籍を取得したとき」に該当し、当然に日本国籍を喪失しているものと考えます。」との記載があること、外務大臣が本件不発給処分をしたことは認める（甲第3号証の6）。

(ウ) 第八段落及び第九段落について

外務大臣が、本件不発給処分に係る処分通知（甲第3号証の5）を発

し、原告がこれを受領したことは認める。

(イ) 第十段落ないし第十二段落について

民事局民事第一課長回答を発出したのち、令和2（2020）年6月26日、法務省民事局民事第一課の職員が電話で原告に国籍喪失の届出の手続につき案内したこと、原告が同電話で法務省民事局民事第一課の職員に旅券不発給につき外務省に審査請求をすることを伝えるとともに、カナダ旅券で出国することにつき問題がないかを問い合わせたこと、同年7月3日、入管庁の職員が原告に電話をしたことは認める。

(オ) 第十三段落について

おおむね認める。

なお、原告が指摘する「出入国管理及び難民認定法第5条第1項9口」は、入管法24条各号（第4号才からヨまで及び第4号の3を除く。）のいずれかに該当して本邦から退去強制された者で、その退去の日前に退去強制歴を有しないこと及び入管法55条の3第1項の規定による出国命令により出国したことのない者に対する「上陸拒否期間（退去した日から5年）」を規定する条文であって、退去強制事由を規定するものではない。

オ 「(5) 審査請求」について

審査請求の経過はおおむね認める。ただし、裁決庁（外務省）は、令和4（2022）年12月23日、原告の審査請求を棄却する裁決をした（乙A第12号証）。

カ 「(6) 海外渡航の必要」について

知らないし認否の限りでない。

キ 「(7) 提訴の理由」について

知らないし認否の限りでない。

(2) 「2 被告」について

ア 柱書きについて

被告が日本国であることは認める。

イ 「(1)」ないし「(3)」について

認める。

ウ 「(4)」について

第一文について、自己の志望で外国国籍を取得すると同時に、国籍法1
1条1項の規定により、日本国籍を自動的に喪失することは認める。

第二文について、否認ないし争う。被告が複数国籍の発生を広く許容し
ている事実はない。

エ 「(5)」について

第一文について、国籍法11条1項の規定を知っているか否かにかかわ
らず、自己の志望により外国国籍の取得すると同時に、同規定により日本
国籍を自動的に喪失することは認める。

第二文について、国籍法15条が国籍選択の催告に関する制度を定めて
いることは認め、その余は否認ないし争う。

国籍選択の催告に関する制度は、「法の不知」による日本国籍の喪失を
防ぐための制度ではない。昭和59年4月3日衆議院法務委員会において、
政府参考人は、「一定の期限内に日本国籍を選択する旨の宣言をしない方
は当然に日本国籍を喪失するということにいたしておったわけでございま
すけれども、それを法務大臣の催告によって、なおかつその催告にも何ら
の応答がないという方について喪失をするというふうに手続を一段階加え
まして、これは本人にいわば熟慮の機会を与えるといいますか手続的な保
障を与えるという意味でございます。」と答弁している（乙B第30号証
・6ページ）。

オ 「(6)」について

認める。

国籍選択の催告に関する制度が「法の不知」による日本国籍の喪失を防ぐための制度でない以上、当該内容を国会での法案説明や政府答弁で説明していないことは当然である。

力 「(7)」について

国籍法15条が国籍選択の催告に関する制度を定めていること、これまでに国籍選択の催告を実施したことがないことは認める。

平成21年4月17日衆議院法務委員会において、政府参考人は、「重国籍についてはこれを解消することが望ましいということで、国籍選択制度等も設けてその解消を図っているところでありますと、法務省としても、その基本的な理念、法の趣旨をきっちり踏まえて、基本的には重国籍を解消することが望ましいと考えております。ここは少しも搖るぎはございません。」とした上で、これまで国籍選択の催告を実施しなかった理由として、「催告を行った場合に、催告を受けた日から1ヶ月以内に日本国籍を選択しなければ自動的に日本国籍を喪失することと国籍法の15条3項は明記しているわけでありますけれども、これは重国籍者本人のみならず、その親族等関係者の生活等に極めて重大な影響を及ぼすものであることから、やはり慎重に対処する必要がある。」とし、加えて、「国籍選択義務の履行は、重国籍者の自発的な意思に基づいてされるのが最も望ましい。そこで、法務省としては、催告をするまでもなく重国籍が解消されるよう、国籍選択制度の周知に努めているところであります。ただし、将来的に重国籍の弊害が現実化し、我が国の国益が著しく損なわれる、そのような具体的なケースが生じた場合には催告の必要性を検討しなければならない、これも真摯に考えております。」と答弁している（乙B第31号証・4ページ）。

したがって、原告が主張する「人権上の配慮及び重国籍者の把握の困難など」の理由で国籍選択の催告が実施されてこなかったのではない。

キ 「(8)」について

被告が、日本国民の誰が外国の国籍を取得したかを正確に把握することが困難であることは認める。

なお、令和3年12月17日参議院予算委員会において、政府参考人は、「日本国民であってそれに加えて外国の国籍をも有する人の数ということですが、結論を先に申し上げますと、外国の国籍を有する日本国民の数を正確に把握するということが難しい状況にございます。その理由ですが、外国国籍を有するかどうかという問題は、我が国の政府として独自に認定する立場ではなく、当該外国がその法令や解釈に従って判断されます。例えば、日本人であって外国において外国の国籍を取得する原因としては、出生とか認知とか婚姻とか、その国の制度によっても違いますが、そのようなきっかけとなるような事実関係を日本として正確に把握できるという状況になっていないということでございます。また、外国、今度、外国の国籍を喪失するという場合も、必ずしも日本に連絡がされるというわけではないので、二重あるいは多重国籍の日本人がどの程度いるかということを法務省として正確に把握できていない状況にございます。」と答弁している（乙B第35号証・4及び5ページ）。

ク 「(9)」について

第一文について、認める。

国籍法11条1項により日本国籍を喪失したときは、戸籍法103条1項により国籍喪失者本人、その配偶者又は4親等内の親族が、国籍喪失の事実を知った日から1か月以内（それらの者が国外に在るときはその日から3か月以内）に本籍地又は在外公館の領事官に国籍喪失の届出をしなければならないところ、国籍喪失者本人は、国内に居住する場合にのみ届出義務が課され、国外にある国籍喪失者本人から届出することもできる（乙B第1号証・142ページ）。

第二文について、否認する。

なお、甲第3号証には、第一文の内容を示す記載がないものと思料する。

ケ 「(10)」について

昭和59年4月13日衆議院法務委員会において、政府委員が、「国籍が権利であるかという点につきましては、一たん与えられました国籍がその国の主権によって恣意的に奪われるということがあつてはならないという意味では権利だろうと思います。」（傍点は引用者。以下の引用部分の傍点につき同じ。）とした上で、「ただ、取得の問題として考えた場合に権利かというと、私どもはそうではないというふうに考えております。」

「人間として何かの理由で国籍を取得する権利があるという自然法的な意味でのものがあるというふうには私どもは理解できないのであります、

やはり国籍というのは国の方で一定の要件の者に国籍を与えていくというふうな形でつくられておりますし、そういう性質のものではないかと思っています。」と答弁していること（甲第12号証・4ページ）、また、

昭和59年5月10日参議院法務委員会において、政府委員が、「国籍を持つ権利といいますのは、現にその国の国民であるという者、すなわち先ほどの概念で申し上げますと、国家の構成員であるという地位に既に立っている者を、その構成員でなくなすということにつきましては、ほしいままに自分の持っている国籍を奪われないという意味では一つのはっきりした権利といえようかと思います。しかし、これからどこかの国の国籍を持つ、取得するという関係で申しますと、そこは権利という概念はそもそも国籍についてではないのではないかという気がいたします。」「国籍を付与するというのは各国の主権の問題であるということになりますと、そういう意味での権利というものは、これは国籍の性質からいってないのでないかという気がいたします。」とし、「ある特定の人間が、どこかで生まれた子供がどこかの国の国籍を取得するという、そういう権利というふう

な観念ではどこの国でもとらえられていないのではないかというふうに考えております。」と答弁していること（甲第13号証・3及び4ページ）は認める。

なお、当時の政府委員は、昭和59年5月10日参議院法務委員会において、「我が国の国籍法におきましては、日本の国籍を持つておる者について、本人の意思なしに日本の国籍を失わせるという規定は設けておりません。したがいまして、一たん日本国民である以上は、これはほしいままにといいますか、恣意的に奪うということはないのが原則だといいますか、そういうことが規定を置いていないところから出てくるのではないかという考え方であります。」と答弁しており（甲第13号証・4ページ）、国籍法11条1項は恣意的に国籍を奪う趣旨の規定ではないと述べている。

コ 「(11)」について

第一文について、甲第13号証に原告が引用する政府委員の答弁が記載されていることは認める。

第二文について、否認する。甲第14号証によれば、幹事は、「ただ、私どもの方としては、兵役義務が仮に日本にない場合でも、忠誠義務はなくなっているわけではないわけですから、いわば兵役義務抜きの忠誠義務というのはどういう問題があるのかと、その場合に忠誠義務違反ということが問題にならないのかどうかということも一応考えなきゃいけないのでないかと思っております。そういう意味で、まだこれからその点はいろいろどういう場合に困るのかということを私どもも考えたいと思いますし、諸委員、幹事からの御指摘もいただきたいと思っている点でございまして、まだ十分に詰めてない点であることは間違ひありません。」（42ページ）と回答しており、兵役のない現行憲法下で複数国籍を否定すべき根拠がないことを認めているわけではない。

サ 「(12)」について

甲第15号証の6ページに「2020年末に国連加盟国の76%の国は複数国籍に肯定的」である旨記載されていること、被告が東京高等裁判所令和3年（行コ）第26号国籍確認等請求控訴事件（以下、原審（東京地方裁判所平成30年（行ウ）第93号、同第98号ないし第104号）の事件と併せて「東京訴訟」という。）において、原告が指摘する主張をしたことは認める。

シ 「(13)」について

被告が東京訴訟において原告が指摘する主張をしたことは認める。

ス 「(14)」について

被告が東京訴訟において複数国籍の弊害が生じた実例を示していないことは認める。

セ 「(15)」について

被告が東京訴訟において原告が指摘する主張をしたことは認める。

ソ 「(16)」について

被告が東京訴訟において原告が指摘する主張をしたことは認める。

タ 「(17)」について

否認する。

被告は、国籍法11条1項について義務教育で教えたり、旅券に説明を印刷することはしていないが、これまで国籍法11条1項に係る必要な周知は行っている。

チ 「(18)」について

認否の限りでない。

3 「第4」ないし「第18」について

憲法及び法令の規定については、規定されている限りで認める。別紙「国籍法11条1項に係る被告の反論」のとおり、法的主張については争う。

4 「第19 請求の趣旨第1項から第3項の検討と結論」について

(1) 柱書きについて

ア 第一段落について

争う。

イ 第二段落について

認否の限りでない。

(2) 「1 請求の趣旨1：日本国籍を有することの確認請求」について

否認ないし争う。

なお、原告がカナダ国籍を取得した日は、平成20（2008）年4月2日である（甲第3号証の4の資料1及び資料2の次ページ、甲第3号証の6）。

(3) 「2 請求の趣旨2：旅券不発給処分の無効確認請求」について

ア 第一段落について

認める。

イ 第二段落について

旅券法13条1項に該当する事実がなかったことは認める。

ウ 第三段落及び第四段落について

本件不発給処分は認め、その余は争う。

(4) 「3 請求の趣旨3：旅券発給の義務付け請求」について

争う。

5 「第20 予備的請求（請求の趣旨第5項から第8項）の検討と結論」について

(1) 柱書きについて

争う。

(2) 「1 請求の趣旨5：国籍喪失届不受理処分（本件不受理処分1）の無効確認請求」について

否認ないし争う。実際の経緯は、後記第4の4(1)記載のとおりである。

(3) 「2 請求の趣旨 6：国籍喪失届受理処分の義務付け請求」について争う。

(4) 「3 請求の趣旨 7：在留資格変更申請不受理処分（本件不受理処分 2）の無効確認請求」について

否認ないし争う。実際の経緯は、後記第4の5記載のとおりである。

(5) 「4 請求の趣旨 8：在留資格付与処分の義務付け請求」について
永住許可に関するガイドライン（令和元年5月31日改定）に、原告が指摘する記載があることは認め、その余は争う。

6 「第21 国家賠償請求（1）立法不作為」について

(1) 「1 国籍法11条1項は違憲の規定である」について
争う。

(2) 「2 被告の不作為と有責性、損害の発生」について
原告が示す資料に原告が指摘する記載があることは認め、その余は否認ないし争う。

なお、昭和59年4月13日の衆議院法務委員会の政府参考人の答弁（甲第12号証・17ページ）は、「11条1項の方は、自己の志望によりまして外国の国籍を新たに取得する場合でございます。したがいまして、多くの場合は外国に帰化することでございます。この場合には日本の国籍を失う。要するに、積極的に外国の国籍が欲しいということでその当該外国から承認されたわけでございますので、したがって日本の国籍は形骸化するので、当然失うというのが一項でございます。」と答弁しているところ、これは飽くまでも、国籍法11条1項と同法11条2項の差異についての質問（「11条の1項と2項の問題で、この1項と2項の違いというのはどういうことなんでしょうか。「自己の志望によつて外国の国籍を取得したとき」というのが1項で、2項の方は「外国の法令によりその国の国籍を選択したとき」ということなんですが、この違いはどういうことになるのでしょうか

か。」)に対するものであり、国籍法11条1項の立法目的について網羅的に答えたものではない。

(3) 「3 結論」について
争う。

7 「第22 国家賠償請求(2)周知義務違反」について

(1) 「1 被告は国籍法11条1項を国民に周知徹底すべきであった」について

ア 第一段落について
否認する。

「法律の不知」により日本国籍を喪失する不利益を防ぐためではなく、国籍選択につき本人の意思を介在させることを重視したためである。

イ 第二段落について

国籍法11条1項の適用対象者である外国国籍の志望取得者に関して、「法律の不知」により日本国籍を喪失することを防ぐための規定が存在しないことは認めること。

ウ 第三段落ないし第七段落について

被告が、国籍法11条1項について、義務教育で教えたり、旅券に解説を印刷したり、ポスターを旅券事務所に掲示したり、旅券申請者にチラシを配布したりすることはなかったことは認め、法的主張は争う。

(2) 「2 結論」について
争う。

8 「第23 国家賠償請求(3)旅券不発給等」について

(1) 「1 事実の経緯」について

ア 第一段落ないし第四段落について

原告が国籍法11条1項により日本国籍を喪失したこと、本件不発給処分は認め、国籍法11条1項が違憲無効であることは争う。

イ 第五段落について

当時の原告が国籍法11条1項の存在とその内容をよく知らず、日本国籍を離脱したり放棄したりしようという意思はなかったことは不知。その余は認める。後記第5の1(2)イのとおり、その経緯によれば、原告が自己の志望によりカナダ国籍を取得したことは明らかである。

(2) 「2 損害の発生」について

否認ないし争う。

(3) 「3 処分の違法性、有責性」について

本件不発給処分は認め、その余は争う。

9 「第24 国家賠償請求：主位的請求の結論」について 争う。

10 「第25 国家賠償請求（4）予備的請求（請求の趣旨第9項）」について

(1) 柱書きについて

認否の限りでない。

(2) 「1 相互保証（国家賠償法6条）」について 認める。

(3) 「2 事実の経緯及び損害の発生」について

原告が指摘する規定の存在は認め、その余は否認ないし争う。

(4) 「3 処分の違法性、有責性」について 否認ないし争う。

(5) 「4 小括」について 争う。

(6) 「国家賠償請求：予備的請求の結論」について 争う。

第4 本件訴えに至る経緯

1 カナダ国籍の取得等

原告（[REDACTED]）は、日本国籍を有する父母の長女として出生し、日本国籍を取得（国籍法2条1号））は、平成20（2008）年4月2日、カナダ国籍を取得した（甲第1号証、第3号証の6及び第7号証の7等）。

原告は、カナダ国籍取得後、平成27（2015）年から平成30（2018）年までの間、3回にわたり、いずれも在留資格を「短期滞在」（90日）とする上陸許可を受けて、カナダから日本に入国した（乙A第1号証。1回目：平成27（2015）年1月9日入国、同月25日出国。2回目：同年2月14日入国、同月25日出国。3回目：平成30（2018）年1月1日入国、同年2月5日出国）。

2 在留資格認定証明書交付申請

原告は、平成30（2018）年9月21日、原告の母を代理人として、東京入国管理局に対し、入管法7条の2に基づき、入国（在留）目的を「日本人の配偶者等」、在留期間を「1年」、入国予定日を同年10月28日とする在留資格認定証明書の交付申請をした（乙A第1号証。なお、原告は、後記3のとおり、在留資格認定証明書の交付を受けないまま、「短期滞在」（90日）の資格で上陸許可を受けて日本に入国し、後記6のとおり、平成31（2019）年3月1日付けで前記在留資格認定証明書交付申請を取り下げた。）。

なお、原告作成の甲第3号証の2（2枚目）には、「2018年9月21日に母親が東京入国管理局の永住権取得の申請書を提出」と記載されているところ、原告が指摘する「永住権取得の申請書を提出」とは、前記在留資格認定証明書交付申請を指すと解される（原告が入管法22条に基づく永住許可申請をした事実はない。）。

3 上陸許可（短期滞在の在留資格）

原告は、平成30（2018）年10月31日、「短期滞在」（90日）の資格（前在留資格）で上陸許可を受け、カナダから日本に入国した（甲第3号

証の2（2枚目）、乙A第8号証）。

4 国籍喪失の届出と取下げ

（1）平成30年11月5日の来所

原告は、平成30年11月5日、東京都世田谷区[]戸籍係（以下「世田谷区役所戸籍係」という。）に赴き、カナダ国籍（市民権）取得による国籍喪失の届出（戸籍法103条1項）を行うため、同日付け国籍喪失届書、国籍喪失を証すべき書面（戸籍法103条2項）として本国（カナダ）の大蔵（ダイアン・フィンリー）作成の手紙（以下「本件手紙」という。）、その訳文及び同日付け申述書を世田谷区役所戸籍係担当者に提示した（乙A第2号証2、5ないし8ページ）。

なお、原告は、同日付け国籍喪失届の「喪失の原因」欄には、「志望により新たに外国の国籍を取得した」との欄に印を入れて、新たに国籍を取得した国名を「カナダ」と記載するとともに、日本国籍の「喪失の年月日」欄に「2008年4月2日」と記載していた（乙A第2号証5ページ）。

世田谷区役所戸籍係担当者は、本件手紙には「THIS DOCUMENT IS NOT PROOF OF CITIZENSHIP（「この書類は市民権の証明とはなりません。」（引用者注：原告本人訳））と記載されており（乙A第2号証6及び7ページ）、本件手紙がカナダ国籍の取得を証する書面ではないことから、原告に対し、カナダ国籍の取得を証するカナダ国官憲が発行した市民権カードを探すか、在日カナダ大使館などでカナダ国籍の取得を証する書面を取得するよう案内するとともに、市民権カードを提出した場合、市民権カードにカナダ国籍の取得年月日が記載されていれば国籍喪失届を受理できるが、市民権カードにカナダ国籍の取得年月日が記載されていなければ、本件手紙、本件手紙に記載された日付（02 April 2008（2008年4月2日）（乙A第2号証6及び7ページ））がカナダ国籍の取得年月日である旨の申述書、市民権カード及びそれらの訳文

を添付して東京法務局長へ受理照会をする旨説明した^{*1}（乙A第2号証2ページ）。

そして、世田谷区役所戸籍係担当者は、後日に原告が再び来所した際に対応できるよう、原告の了解を得た上で、原告が同日に世田谷区役所戸籍係担当者に提示した書面（乙A第2号証5ないし8ページ）の写しを作成して原本を返戻し、当該写しは世田谷区役所戸籍係で保管することとした（乙A第2号証2ページ）。

なお、同日付け国籍喪失届書には「受附」時刻が記載されていないことから、世田谷区長は、同日の国籍喪失届を受け付けておらず（乙A第2号証2、3及び5ページ）、実際にも、原告は、後日改めて添付書面を追加して国籍喪失の届出をしている（後記(2)）。

このことからも明らかのように、原告は、この日（平成30年11月5日）に国籍喪失の届出は行っておらず、世田谷区長は同日付け国籍喪失の届出に対して不受理処分をしていない（乙A第2号証2及び3ページ）。

(2) 平成30年12月14日の来所（国籍喪失の届出）

原告は、平成30年12月14日、再び世田谷区役所戸籍係に赴き、世田谷区長に対し、国籍喪失を証すべき書面として、市民権カード、本件手紙、それらの訳文、同日付け申述書及びカナダ旅券を添付して、同日付け国籍喪失届を提出した（乙A第2号証3、9ないし17ページ）。

*1 国籍喪失の届出は、「届出事件の本人、配偶者又は四親等内の親族が、国籍喪失の事実を知つた日から一箇月以内（届出をすべき者がその事実を知つた日に国外に在るときは、その日から三箇月以内）に、これをしなければなら」ず、届書には、「国籍喪失の原因及び年月日」「新たに外国の国籍を取得したときは、その国籍」を記載し、「国籍喪失を証すべき書面を添付しなければならない」（戸籍法103条）。

なお、原告は、同日付け国籍喪失届の「喪失の原因」欄に、志望により新たに外国の国籍を取得したとの欄に印を入れて、新たに国籍を取得した国名を「カナダ」と記載するとともに、日本国籍の「喪失の年月日」欄に「2008年4月2日」と記載した（乙A第2号証9ページ）。

世田谷区役所戸籍係担当者は、市民権カードにカナダ国籍の取得年月日が記載されていなかったことから、本件手紙に記載された年月日（02 April 2008）（2008年4月2日）（乙A第2号証10及び11ページ）をカナダの国籍の取得年月日として認めてよいか疑義があるとして、原告に対し、前記(1)のとおり東京法務局長へ受理照会をする旨説明した（乙A第2号証3ページ）。

(3) 平成30年12月17日の来所（届出の取下げ）

原告は、平成30年12月17日、世田谷区役所戸籍係に赴き、「就職先に提出しなければならないので大変急いでいるため、受理照会は待てない。国籍取得日の入った証明書を再取得し、京都で法務省にて国籍離脱の届出をするので取り下げたい」旨の理由を述べて、同月14日付け国籍喪失届（前記(2)）を取り下げたため、同係担当者は、取下げ理由を記載した返戻書とともに、同月17日、原告に対し、同国籍喪失届書及び添付書面を返戻した（乙A第2号証3、4及び18ページ）。

なお、原告による国籍喪失の届出が取り下げされたため、世田谷区長は、同届出につき、東京法務局長に対する受理照会をしておらず、不受理処分もしていない（乙A第2号証3及び4ページ）。

5 前在留資格の抹消手続

(1) 原告は、平成30（2018）年12月14日、東京入管に対し、前在留資格の抹消を願い出た（本件抹消願い出。乙A第3号証）。

東京入管は、本件抹消願い出を受けて、同日、前在留資格の証印を抹消した（本件抹消。甲第3号証の4（3枚目））。

(2) 原告は、同日、在留資格変更許可申請（前在留資格である「短期滞在」から「就労」なる在留資格への変更許可を求めるもの）を行い、同申請が不受理となった旨主張するようである（訴状23ページ）。しかし、入管法20条に基づいて在留資格変更許可申請をする場合、申請者は法務大臣に対し変更を求める資格に対応した申請書を提出しなければならない（入管法20条2項、入管規則20条）ところ、かかる申請書は書証（甲号証）として提出されておらず、東京入管においても、原告が同日に当該申請書を提出して在留資格変更許可申請をしたことを示す記録はない。また、入管法上、「就労」なる在留資格は存在しない。

そのため、被告は、原告が当該申請書を提出して在留資格変更許可申請をした事実を争う。

なお、前記(1)の在留資格の抹消の願い出（本件抹消願い出）と、原告が主張する在留資格変更許可申請とは、求めている処分の内容に照らして、同時にその両方を求めることができないものである。

6 在留資格認定証明書交付申請の取下げ

原告は、平成31（2019）年3月1日、平成30（2018）年9月21日付けでした在留資格認定証明書交付申請（前記2）を取り下げた（乙A第4号証）。

7 本件不発給処分

(1) 原告は、平成31（2019）年2月12日、[]（旅券窓口）において、旅券法3条1項に基づき、一般旅券の発給申請（以下「前回発給申請」という。）をした（乙A第5号証）。

原告は、同申請の際、申請書の「外国籍の有無」欄記載の「現在外国の国籍を有していますか」という問い合わせに対し、「はい」と記載された欄に印を入れ、「2007年11月」にカナダの国籍を取得した旨記載した（日にち欄は記載していない。）。また、原告は、カナダ国籍の取得方法について、

「外国人との婚姻又は養子縁組」欄に印を入れた。

原告は、平成31（2019）年2月15日、前回発給申請を取り下げた。

(2) 原告は、令和元（2019）年12月5日、京都府旅券事務所において、旅券法3条1項に基づき、一般旅券の発給申請（本件発給申請）をした（乙A第6号証）。

原告は、同申請の際、前回発給申請と異なり、申請書の「外国籍の有無」欄記載の「現在外国の国籍を有していますか」という問い合わせに対し、「いいえ」と記載された欄に印を入れた。

京都府旅券事務所は、本件発給申請に係る申請書を審査したところ、外国籍の有無について、原告が前回発給申請において申告した内容と齟齬があるため、原告に対し、同事務所に来所するよう求めた。

原告は、同月24日、京都府旅券事務所において、原告名義のカナダ旅券を提示し、カナダ国籍を取得した旨述べた（乙A第7号証）。

(3) 外務大臣は、令和元（2019）年12月27日付けで、原告に対し、令和2（2020）年1月17日までに、本件発給申請について、申請書の「外国籍の有無」欄の記載を訂正するとともに、カナダ国籍取得の経緯が分かる書類（カナダ国籍取得証明書）を提出するよう補正指示を行った（乙A第7号証、甲第3号証の1）。

原告は、同月21日、京都府旅券事務所において、申請書の補正をするとともに、追加の資料（市民権カード、カナダ旅券の写し及び大学引率業務のチラシを添付した「2020年1月21日付け一般旅券発給申請の補正・補足について」）を提出した（乙A第8号証。なお、甲第3号証の2と同4は、原告作成の書面と添付資料の組合せが誤っており、正しい組合せは、乙A第8号証及び同第10号証のとおりである。）。

外務大臣は、前記のとおり追加提出された資料の中に、カナダ国籍の取得年月日が分かる書類（カナダ国籍取得証明書）がなかったため、同年2月1

8日付で、原告に対し、再度、同書類の提出を求める補正指示を行った（乙A第9号証、甲第3号証の3）。

原告は、同月28日、本件手紙を添付した「2020年2月28日付け一般旅券発給申請の補正・補足について」を提出した（乙A第10号証）。

(4) 外務大臣は、令和2（2020）年6月22日、原告が国籍法11条1項により日本国籍を喪失したことを理由として、原告に対し、旅券を発給しない旨の処分（本件不発給処分）をし、その旨通知した（甲第3号証の5）。

8 審査請求

原告は、令和2（2020）年9月23日（郵送消印）、本件不発給処分を不服として、審査請求をした（乙A第11号証）。

裁決庁（外務省）は、令和4（2022）年12月23日、原告の審査請求を棄却する裁決をした（乙A第12号証）。

9 本件訴えの提起

原告は、令和4年12月21日、大阪地方裁判所に本件訴えを提起した。

第5 日本国籍を有することの確認請求（請求の趣旨第1項）及び本件不発給処分の無効確認請求（請求の趣旨第2項）に理由がないこと

1 本件不発給処分が無効であるとは認められないこと

(1) 一般旅券の発給に係る要件（日本国籍を有していること）

旅券とは、「その所持人が自国民であることを発行国政府が国際的に証明し、併せてその国民を通路故障なく旅行させ、同人に必要な保護と扶助を与えるよう関係の諸官に要請する公文書」である（乙B第4号証245ページ）。このような旅券の性質や機能を踏まえれば、旅券法に基づく旅券の発給は、申請者が日本国籍を有していることを当然の前提とし、旅券発給の要件としていると解される。

申請者が日本国籍を有していることが旅券発給の要件であることは、旅券

法3条1項が、一般旅券の発給を受けようとする者（申請者）が提出しなければならない書類の一つとして、日本国籍を有する者について作成される「戸籍謄本又は戸籍抄本」を掲げるとともに、旅券法18条1項1号が、旅券の名義人が死亡し、又は日本の国籍を失った場合に当該旅券の効力が失われる旨規定していることからも明らかである。

(2) 原告は一般旅券発給の要件を満たしていないこと

ア 国籍法11条1項（自己の志望による外国国籍の取得と日本国籍の喪失）及び戸籍法103条（国籍喪失の届出）について

国籍法11条1項は「日本国民は、自己の志望によつて外国の国籍を取得したときは、日本の国籍を失う。」と定めている。

同項の立法目的は、①国籍変更の自由を認めるとともに、重国籍の発生を防止することにあり（乙B第5号証363ページ）、「自己の志望によつて」外国国籍を取得した者については、国籍変更の自由を保障している以上、重国籍防止の見地から、当然に従来の国籍を放棄する意思があるとみるべきであり、その反射的効果として日本の国籍を失うとしたものである。

また、「自己の志望によつて」とは、国籍変更の自由を保障する趣旨であり、帰化による外国国籍の取得に限られず、国籍の回復、届出による国籍取得、国籍申告等、その名称いかんにかかわらず、本人の外国国籍取得を希望する意思表示に基づき、直接外国国籍を取得するもの（志望取得）を広く指す。これは、外国人の婚姻等の身分行為に伴う当然の外国国籍の取得（当然取得）と対置される概念であり、単なる身分行為に伴う外国国籍の取得によっては日本国籍を失わないことを示したものである（乙B第5号証364ページ）。他方で、日本の国籍を喪失すると知つていれば外国国籍の取得を申請しなかった場合のように、法律の不知があったとしても、「自己の志望」により外国国籍を取得した場合に当たり、日本国籍を

喪失する（乙B第5号証364及び365ページ）。

国籍法11条1項により日本国籍を喪失した場合、その本人、配偶者又は四親等内の親族が、国籍喪失の事実を知った日から1か月以内（届出をすべき者がその事実を知った日に国外に在るときは、その日から3か月以内）に、国籍喪失の届出をしなければならない（戸籍法103条1項）。

この国籍喪失の届出は、届出することにより初めて身分関係が発生し、変更し、あるいは消滅する「創設的届出」ではなく、既成の事実又は法律関係について届け出る「報告的届出」であることから（乙B第37号証）、国籍喪失の届出がされたか否か、また、その届出が受理されたか否かにかかわらず、自己の志望により外国国籍を取得すれば、国籍法11条1項により日本国籍を喪失する。

イ 原告は国籍法11条1項により日本国籍を喪失したこと

カナダ市民権法（1976年7月16日法律）5条1項は、主務大臣は、カナダ市民でない者がカナダ市民権の申請をした場合において、当該申請者が同項各号の要件（年齢が18歳以上であること、カナダ永住のために合法的に入国を認められ、かつ、当該申請の日の直前の4年間に少なくとも3年間カナダに居住していたこと、カナダの公用語のいずれかについて十分な知識を有することなど）に該当するときは、カナダ市民権を付与しなければならない旨規定している。

原告は、[REDACTED]に日本の国籍を有する父母の長女として日本で出生し、日本国籍を取得（国籍法2条1号）した。原告は、カナダ国籍の夫と結婚してカナダに転居し、[REDACTED]

[REDACTED]
原告は、日本の旅券ではアメリカへの入国及び滞在でビザ（査証）が必要となり、手続が煩雑になるとて、同大学からカナダの国籍を取得することを勧められた。そこで、原告

は、カナダの関係機関に対する申請を行うことによって、前記カナダ市民権法5条1項に基づき、平成20（2008）年4月2日にカナダ国籍を取得した。（以上につき、乙A第8及び12号証）

したがって、原告が自己の志望によりカナダ国籍を取得したことは明らかであり、原告は、国籍法11条1項により日本国籍を喪失している。

ウ 小括

前記イのとおり、原告は、国籍法11条1項により、本件発給申請以前に日本国籍を喪失している。

したがって、原告の本件発給申請は、一般旅券発給の要件を満たしておらず、発給が認められる余地はないから、本件不発給処分が適法であることは明らかである。

（3）原告の主張（国籍法11条1項が違憲無効であること）に対する反論等

原告は、国籍法11条1項が違憲無効であり、原告は日本国籍を有している旨主張する。しかし、別紙「国籍法11条1項に係る被告の反論」記載のとおり、国籍法11条1項が違憲無効であるという原告の主張に理由がないことは明らかである。

また、国籍法は、日本国籍の取得原因を同法2条、3条1項、4条ないし9条、17条1項、17条2項（出生、届出及び帰化（法改正に伴う経過措置等については、昭和59年法律第45号附則5条及び6条、平成20年法律第88号附則2条ないし5条、平成30年法律第59号附則13条1項及び4項参照））のとおり定めている（乙B第1号証41ないし44ページ）ところ、本件抹消願い出に基づいて行われた本件抹消は、国籍法が定める日本国籍取得の原因に当たらない。前記（2）のとおり、原告は、既に国籍法11条1項により日本国籍を喪失していることから、本件抹消によって原告が新たに日本国籍を取得することはない。

（4）小括（本件不発給処分の無効確認請求（請求の趣旨第2項）に理由がない

こと)

以上のとおり、原告は日本国籍を有しておらず、一般旅券の発給要件を満たさないため、本件不発給処分の無効確認請求は理由がない。

2 日本国籍を有することの確認請求（請求の趣旨第1項）に理由がないこと

前記1のとおり、原告は、国籍法11条1項により日本国籍を喪失しているから、日本国籍を有することの確認請求（請求の趣旨第1項）は理由がない。

第6 本件旅券発給義務付けの訴え（請求の趣旨第3項）が不適法であること

1 申請型の義務付けの訴え（行訴法3条6項2号）においては、申請又は審査請求を却下し又は棄却する処分又は裁決がされている場合には、それに係る取消訴訟又は無効等確認の訴えが併合して提起され、かつ、当該処分又は裁決が取り消されるべきものであり、又は無効若しくは不存在であることが義務付けの訴えの訴訟要件となる（南博方ほか編・条解行政事件訴訟法（第4版）772及び773ページ参照）。

原告は、本件不発給処分の無効確認請求に併合して本件旅券発給義務付けの訴えを提起しており、本件不発給処分が無効であることは本件旅券発給義務付けの訴えの訴訟要件であるから、本件不発給処分が無効であると認められなければ、本件旅券発給義務付けの訴えは不適法となる。

2 前記第5で述べたとおり、本件不発給処分が無効であるとは認められない。したがって、本件旅券発給義務付けの訴えは不適法である。

第7 本件国籍喪失届不受理処分無効確認の訴え（請求の趣旨第5項）及び本件国籍喪失届受理処分義務付けの訴え（請求の趣旨第6項）がいずれも不適法であること

原告は、請求の趣旨第5項及び第6項の訴えについて、「法務大臣」を処分行政庁としているところ、戸籍に関する事務（各種の届出の受理や戸籍の記載

(乙B第38号証21ページ))は、市町村長が管掌することから、国籍喪失届出につき受理又は不受理処分を行うのは、法務大臣ではなく、市町村長（特別区については特別区の区長）である（戸籍法1条、4条）。そのため、法務大臣が不受理「処分」をしたということや、法務大臣が処分行政庁であることを前提とする原告の請求の趣旨第5項及び第6項の訴えは、いずれもその前提が誤っており、不適法である。

なお、「受附」とは、市町村長が単に戸籍窓口に提出された届書類を受領すること（その行為）であり、「受理」とは、市町村長が届書類を審査して、適法なものとして受附を認容する行政処分であり、「不受理」とは、市町村長が届書類を審査して、不適法なものとして受附を拒否する行政処分であると解されている（乙B第38号証131ないし133ページ）ところ、前記第4の4のとおり、原告は、平成30年11月5日に国籍喪失の届出すら行っておらず、原告が同年12月14日に行った国籍喪失の届出についても、原告自ら取り下げているから、世田谷区長が同届出について不受理処分をしていないことは明らかである。

第8 本件資格変更申請の不受理処分無効確認の訴え（請求の趣旨第7項）が不適法であること

1 原告が主張する本件資格変更申請が存在しないこと

原告は、平成30（2018）年12月14日在留資格を「短期滞在」（前在留資格）から「就労」に変更する旨の本件資格変更申請をした旨主張する（訴状23ページ）。しかしながら、前記第4の5のとおり、原告は、前在留資格を抹消する願い出をしたのであって、原告が指摘する内容の本件資格変更申請をしていない。

2 本件資格変更申請を不受理とした処分が存在せず、本件資格変更申請の不受理処分無効確認の訴えが不適法であること

原告の主張は、申請を受け付けないという事実行為（不受理）があり、かつ、これが「処分」（行訴法3条2項）に該当することを前提とするものであるところ、前記1のとおり、原告の主張する本件資格変更申請が存在しない以上、同申請を不受理とした処分も存在しない。したがって、無効確認の対象である「処分」が存在しないから、本件資格変更申請の不受理処分無効確認の訴えは不適法である。

第9 本件在留資格変更許可処分義務付けの訴え（請求の趣旨第8項）が不適法であること

1 義務付けの対象である処分が特定されていないこと

(1) 義務付け訴訟は、義務付けの対象たる「一定の処分又は裁決」が特定されている必要があり、その特定の程度については、請求の特定に関する民事訴訟一般の原則上、義務付けの訴えの要件を満たしているか否かを裁判所が判断することが可能な程度に特定されている必要があることは当然であり、また、「およそ権限のない行為の義務付けを求めるることは許されないから、処分等を行うべき行政庁と求める処分等の法令上の根拠が明らかにされることが必要である（前掲南・条解行訴法103及び104ページ）。

(2) これを本件についてみると、本件在留資格変更許可処分義務付けの訴え（請求の趣旨8項）は、「2018年12月14日に行った在留資格変更申請」に対し「適法な在留資格を与える」という処分の義務付けを求めるものと解される。

しかし、「適法な在留資格を与える」処分というのは、義務付けの対象たる「一定の処分」として十分な特定がされていないから、本件在留資格変更許可処分義務付けの訴えは、不適法というべきである。すなわち、在留資格（入管法2条の2）は、入管法別表第一及び第二に列挙されているところ、在留資格変更許可申請は、同申請によって求める変更後の在留資格ごとに申

請書等が異なり、審査の内容も異なる（入管法20条2項、入管規則22条）。そのため、申請者は、変更を希望する在留資格ごとに対応した申請書や資料を提出して在留資格変更許可申請を行い、処分行政庁は当該申請で特定された在留資格への変更の許可・不許可を行うものであるから、「何らかの適法な在留資格」を求めるといった概括的な在留資格変更許可申請が不適法な申請であることは明らかである。

したがって、適法な在留資格への変更許可の義務付けを求める本件在留資格変更許可処分義務付けの訴えは、求めている「一定の処分」の内容が特定されていないから、不適法である。

なお、原告は、訴状において、「原告にたとえば永住資格など適法な在留資格を付与すること（請求の趣旨第5項から第8項）」（訴状22、30ページ）を求める旨主張し、さらに、令和5（2023）年3月31日付け原告準備書面(1)において、「現時点で現行の在留資格の中でどれかを特定せよ」というのであれば、永住または定住のいずれかを希望し指定するものである。」と主張していることから、「永住者」又は「定住者」の在留資格を認めて在留を許可することの義務付けを求めているとも解される。

また、原告は、訴状において、「就労」への在留資格変更申請をし、その不受理が無効である旨主張していること（訴状請求の趣旨第7項、訴状23ページ）から、「就労」に係る在留資格を認めて在留を許可することの義務付けを求めているとも解される。しかし、このように解したとしても、前記のとおり、変更を希望する在留資格ごとに申請書等や審査の内容が異なり、在留資格の変更（入管法20条2項）と永住許可（入管法22条1項）も申請書や要件が異なる。また、前記第4の5(2)のとおり、入管法上、「就労」なる在留資格は存在しないところ、本邦において、就労することを目的とする在留資格は複数あり、各在留資格ごとに本邦で許される活動内容や要件などが異なっている。したがって、本件在留資格変更許可処分義務付

けの訴えについて、「永住者」、「定住者」又は「就労」に係る在留資格を認めて在留を許可する処分をすることの義務付けを求めているものであると解したとしても、同訴えにおいて求めている「一定の処分」の内容が特定されているとはいえない。

2 義務付けを求める処分について「法令に基づく申請又は審査請求がされた場合」に当たらないこと

- (1) 前記1で述べた「一定の処分」の特定性をおいても、申請に対する処分の義務付けの訴え（申請型義務付け訴訟）は、申請に対する拒否処分の取消しや無効を前提として、当該申請に対して一定の処分をすることを義務付けることを求めるものであるから、義務付けを求める処分について「法令に基づく申請又は審査請求がされ」ということが申請型義務付け訴訟の訴訟要件である（前掲南・条解行訴法769ページ）。
- (2) これを本件についてみると、原告は、「2018年12月14日に行った在留資格変更申請を受理しなかった処分」の無効確認訴訟（本件資格変更申請の不受理処分無効確認の訴え）を併合提起しているから、原告が主張する「2018年12月14日に行った在留資格変更申請」に対する適法な処分（変更申請に対する許可処分）を求めていると解することもできる。しかし、原告が主張する在留資格変更申請は、平成30（2018）年12月14日に在留資格を「短期滞在」（前在留資格）から「就労」に変更する旨の申請であるところ（訴状23ページ）、前記第4の5のとおり、原告は、前在留資格を抹消する願い出をしたのであって、当該在留資格変更申請をしていない。したがって、原告は、義務付けを求めている処分に対応する「法令に基づく申請」をしていない。
なお、原告は、訴状において、永住許可の要件を満たしていると主張している（訴状268ページ・269ページ）から、原告に対し入管法22条に基づく永住許可の処分をすべきと主張しているとも解される。しかし、原告

が入管法22条に基づく永住許可の義務付けを請求するのであれば、原告は、同条に基づく永住許可申請をしていないから、義務付けを求めている処分に対応する「法令に基づく申請」がない。

(3) 以上のとおり、本件在留資格変更許可処分義務付けの訴えは、「法令に基づく申請又は審査請求がされた場合」に当たらず、不適法である。

3 本件在留資格変更許可処分義務付けの訴えに併合提起された本件資格変更申請の不受理処分無効確認の訴えが不適法であること

原告は、本件在留資格変更許可処分義務付けの訴え（請求の趣旨第8項）に本件資格変更申請の不受理処分無効確認の訴え（請求の趣旨第7項）を併合提起しているところ、これは、本件在留資格変更許可処分義務付け訴訟を、行訴法37条の3第1項2号の類型（申請拒否処分型義務付け訴訟）と捉えた上で、同条3項2号に基づき、本件資格変更申請の不受理処分無効確認の訴えを併合提起したものと解される。

しかし、前記第8のとおり、本件資格変更申請の不受理処分無効確認の訴えは不適法であるから、本件在留資格変更許可処分義務付けの訴えも不適法である。

4 まとめ

以上のとおり、本件在留資格変更許可処分義務付けの訴えは不適法である。

第10 主位的国賠請求（請求の趣旨第4項）に理由がないこと

1 国賠法1条1項にいう「違法」の意義

国賠法1条1項は、公権力の行使に当たる公務員が、その職務を行うについて、違法に他人に損害を加えたときに、国又は公共団体がこれを賠償する責任を負うことを規定するものであり、同項の違法とは、公権力の行使に当たる公務員が個々の国民に対して負担する職務上の法的義務に違反することをいう（最高裁昭和60年11月21日第一小法廷判決・民集39巻7号1512ペ

ージ、最高裁平成17年9月14日大法廷判決・民集59巻7号2087ページ、最高裁平成27年12月16日大法廷判決・民集69巻8号2427ページ)。

したがって、国会議員の立法行為又は立法不作為が国賠法1条1項の適用上違法となるかどうかは、国会議員の立法過程における行動が個々の国民に対して負う職務上の法的義務に違反したかどうかの問題であり、立法内容の違憲性の問題とは区別されるべきものである。そして、上記行動についての評価は原則として国民の政治的判断に委ねられるべき事柄であって、仮に当該立法の内容が憲法の規定に違反するものであるとしても、それゆえに国会議員の立法行為又は立法不作為が直ちに国賠法1条1項の適用上違法の評価を受けるものではない。もっとも、法律の規定が憲法上保障され又は保護されている権利利益を合理的な理由なく制約するものとして憲法の規定に違反するものであることが明白であるにもかかわらず、国会が正当な理由なく長期にわたってその改廃等の立法措置を怠る場合などにおいては、国会議員の立法過程における行動が上記職務上の法的義務に違反したものとして、例外的に、その立法不作為は、国賠法1条1項の適用法上違法の評価を受けることがあると解される(以上につき、最高裁平成27年12月16日大法廷判決・民集69巻8号2427ページ)。

2 国籍法11条1項の改廃を行わなかったことは国賠法1条1項の適用上違法であるとする原告の主張は誤りであること

(1) 原告の主張について

原告は、「被告は、遅くとも1989(平成元年)までに国籍法11条1項が違憲無効であることを認識することが可能であり、直ちに同条項の改廃を行う義務があったのに、故意または重過失によりそれを怠り、その結果、被告の当該義務違反が継続している間に、原告は、カナダ国籍を取得し、違憲無効である国籍法11条1項によって日本国籍を喪失したとして扱われて

精神的苦痛を受けた」（訴状30、270ないし276ページ）と主張する。

(2) 被告の反論

前記第5の1(3)（別紙「国籍法11条1項に係る被告の反論）で述べたとおり、国籍法11条1項の立法目的は合理的であって、憲法上保障され又は保護されている権利利益を合理的な理由なく制約するものとして憲法の規定に違反するものであることが明白であるなどとはいえないのであるから、国籍法11条1項の改廃を行わなかったことが国賠法1条1項の適用上違法であるなどといえないことは明らかである。原告の主張には理由がない。

3 国籍法11条1項の周知を怠ったとして国賠法1条1項の適用上違法があるとする原告の主張は誤りであること

(1) 原告の主張について

原告は、「被告は、本人の意思に反する日本国籍喪失という重大な結果をもたらす国籍法11条1項について国民に効果的な周知を徹底する義務を負うにもかかわらず、重過失によりそれを怠り、その結果、被告の当該義務違反が継続している間に、原告が国籍法11条1項により、本人の申告や正式な手続きがないまま自動的に日本国籍が剥奪されることを知らずにカナダ国籍を取得してしまいそれにより日本国籍を失ったと扱われて精神的苦痛を受けた」（訴状30、277及び278ページ）と主張する。

(2) 被告の反論

ア 国賠法1条1項の責任を問うには、違法行為をしたとする「公務員」を特定し、職務上の違法行為の内容及び故意、過失の内容を具体的に明らかにすべきであるところ、原告はこれらの点を何ら明らかにしておらず、同項を適用する余地はない。原告の主張は失当である。

イ この点をおくとしても、以下のとおり、原告の主張には理由がない。

最高裁昭和33年10月15日大法廷判決（刑集12巻14号3313ページ）は、「成文の法令が一般的に国民に対し、現実にその拘束力を発

動する（施行せられる）ためには、その法令の内容が一般国民の知りうべき状態に置かれることを前提要件とするものであること、またわが国においては、明治初年以来、法令の内容を一般国民の知りうべき状態に置く方法として（中略）原則としては官報によつてなされるものと解するを相当とすることは、当裁判所の判例とするところである」と判示している。

そして、法律の公布は、行政府が法令を国民に周知させるための公知手段であると解されている（最高裁判所判例解説刑事篇昭和33年度681ページ）ところ、国籍法11条1項については昭和59年5月25日に適法に公布されており、同項の規定は既に国民一般に周知しているといえる。

公布を行うことのほか、特定の公務員が国籍法11条1項の規定を周知するために何らかの行為を行う職務上の法的義務を有すると解する根拠はない。

したがって、原告の主張には理由がない。

4 本件不発給処分は国賠法1条1項の適用上違法とはいえないこと

(1) 処分の理由が違憲無効な条項であるとの主張について

原告は、国籍法11条1項は違憲無効な規定であり、同項を根拠としてなされた本件不発給処分は違法であると主張する（訴状279ないし282ページ）。

しかしながら、前記第5の1(3)（別紙「国籍法11条1項に係る被告の反論）で述べたとおり、国籍法11条1項は憲法の規定に反するものではなく、原告はカナダ国籍を自己の志望によって取得したことにより、日本国籍を喪失したのであるから、原告に旅券を発給しなかったことは何ら違法ではなく、原告の主張には理由がない。

(2) 平等原則違反（恣意的な対象選択）との主張について

原告は、本件不発給処分は、原告のカナダ国籍取得がたまたま被告に疑われるに至ったがゆえの不利益処分であり、平等原則（憲法14条1項）に反

し違法であると主張する（訴状282及び283ページ）。

しかしながら、日本の旅券は、日本国籍を有する者に対して発給されるものであり、自己の志望によりカナダ国籍を取得して日本国籍を喪失した者に対して、被告が旅券を発給することはできない。本件では、原告が自己の志望によりカナダ国籍を取得した疑いが生じたため、旅券の発給を行わなかつたものであり、この点に何ら恣意的な要素はない。

原告は、日本国籍を喪失しながら、そのことを明らかにせずに旅券発給申請をする者が存在しており、その者との間で不平等な取扱いが行われていることを主張するものであるが、我が国の国籍法の理念に反して事実上の便益を得ている者が存在することを捉えて、その者と原告との不均衡を主張するにすぎず、前提自体が失当である。

5 結論

以上のとおり、原告の主位的国賠請求はいずれも理由がない。

第11 予備的国賠請求（請求の趣旨第9項）に理由がないこと

1 原告の国籍喪失届を不受理とする処分があったとして、それが国賠法1条1項の適用上違法であるとする原告の主張は誤りであること

原告は、被告（法務大臣）が原告の国籍喪失届を不受理としたとし、同不受理処分は、国籍法に定めのない違法な処分であると主張する（訴状288ページ）。

しかしながら、前記第7のとおり、戸籍に関する事務は市町村長が管掌することから、国籍喪失届を受理又は不受理とする処分を行うのは、法務大臣ではなく、市町村長（特別区については特別区の区長）であって、法務大臣が「国籍喪失届を不受理とした処分」をしたとして、被告（国）に、国賠法1条1項の賠償責任が生じると主張する原告の請求に理由がないことは明らかである。

なお、原告は、平成30年11月5日に国籍喪失の届出するら行っておらず、

原告が同年12月14日に行った国籍喪失の届出についても、原告自ら取り下げているから、世田谷区長は同届出について不受理処分をしていない。

したがって、前記第7のとおり、市町村長においても、原告の国籍喪失届を不受理とした処分を行っていないことは明らかである。

2 本件資格変更申請を不受理とし、在留資格を付与しなかったとして、それらが国賠法1条1項の適用上違法であるとする原告の主張は誤りであること

原告は、平成30年12月14日、東京入管において、「就労ビザ」への在留資格変更許可申請（本件資格変更申請）をしたにもかかわらず、東京入管が原告の日本国籍喪失届が受理されていないため在留許可に関する審査はできないという理由で原告の申請を受理しなかったとし、かかる不受理処分ないし原告に在留資格を付与しなかった処分は、法務大臣の裁量を逸脱した違法な処分であると主張する（訴状267及び288ページ）。

しかしながら、前記第4の5のとおり、原告が平成30年12月14日、東京入管において行ったのは、在留資格を抹消する願い出であって、在留資格変更許可申請を行ったものではない。したがって、原告が主張する本件資格変更申請の不受理処分は存在しないし、法務大臣において、原告に対し、何らかの在留資格を付与する法的義務は発生していないのであるから、原告の主張に理由がないことは明らかである。

3 結論

以上のとおり、原告の予備的国賠請求はいずれも理由がない。

第12 結語

以上のとおり、原告の請求の趣旨第3項、第5項ないし第8項に係る訴えは不適法であるから、いずれも速やかに却下されるべきであり、その余の請求には理由がないから、いずれも速やかに棄却されるべきである。

以上

別紙 「関連法令」

〈入管法〉

第2条の2（在留資格及び在留期間）

- 1 本邦に在留する外国人は、出入国管理及び難民認定法及び他の法律に特別の規定がある場合を除き、それぞれ、当該外国人に対する上陸許可若しくは当該外国人の取得に係る在留資格（高度専門職の在留資格にあつては別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄に掲げる第一号イからハまで又は第二号の区分を含み、特定技能の在留資格にあつては同表の特定技能の項の下欄に掲げる第一号又は第二号の区分を含み、技能実習の在留資格にあつては同表の技能実習の項の下欄に掲げる第一号イ若しくは口、第二号イ若しくは口又は第三号イ若しくは口の区分を含む。以下同じ。）又はそれらの変更に係る在留資格をもつて在留するものとする。
- 2 在留資格は、別表第一の上欄（高度専門職の在留資格にあつては二の表の高度専門職の項の下欄に掲げる第一号イからハまで又は第二号の区分を含み、特定技能の在留資格にあつては同表の特定技能の項の下欄に掲げる第一号又は第二号の区分を含み、技能実習の在留資格にあつては同表の技能実習の項の下欄に掲げる第一号イ若しくは口、第二号イ若しくは口又は第三号イ若しくは口の区分を含む。以下同じ。）又は別表第二の上欄に掲げるとおりとし、別表第一の上欄の在留資格をもつて在留する者は当該在留資格に応じそれぞれ本邦において同表の下欄に掲げる活動を行うことができ、別表第二の上欄の在留資格をもつて在留する者は当該在留資格に応じそれぞれ本邦において同表の下欄に掲げる身分若しくは地位を有する者としての活動を行うことができる。
- 3 第一項の外国人が在留することのできる期間（以下「在留期間」という。）は、各在留資格について、法務省令で定める。この場合において、外交、公用、高度専門職及び永住者の在留資格（高度専門職の在留資格にあつては、別表第

一の二の表の高度専門職の項の下欄第二号に係るものに限る。) 以外の在留資格に伴う在留期間は、五年を超えることができない。

第7条の2 (在留資格認定証明書)

- 1 法務大臣は、法務省令で定めるところにより、本邦に上陸しようとする外国人（本邦において別表第一の三の表の短期滞在の項の下欄に掲げる活動を行おうとする者を除く。）から、あらかじめ申請があつたときは、当該外国人が前条第一項第二号に掲げる条件に適合している旨の証明書（以下「在留資格認定証明書」という。）を交付することができる。
- 2 前項の申請は、当該外国人を受け入れようとする機関の職員その他の法務省令で定める者を代理人としてこれをすることができる。
- 3 特定産業分野（別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に規定する特定産業分野をいう。以下この項及び第二十条第一項において同じ。）を所管する関係行政機関の長は、当該特定産業分野に係る分野別運用方針に基づき、当該特定産業分野において必要とされる人材が確保されたと認めるときは、法務大臣に対し、一時的に在留資格認定証明書の交付の停止の措置をとることを求めるものとする。
- 4 法務大臣は、前項の規定による求めがあつたときは、分野別運用方針に基づき、一時的に在留資格認定証明書の交付の停止の措置をとるものとする。
- 5 前二項の規定は、一時的に在留資格認定証明書の交付の停止の措置がとられた場合において、在留資格認定証明書の交付の再開の措置をとるべきについて準用する。この場合において、第三項中「確保された」とあるのは「不足する」と、前二項中「ものとする」とあるのは「ことができる」と読み替えるものとする。

第20条 (在留資格の変更)

- 1 在留資格を有する外国人は、その者の有する在留資格（これに伴う在留期間を含む。以下第三項まで及び次条において同じ。）の変更（高度専門職の在留資格（別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第一号イからハまでに係るものに限る。）を有する者については、法務大臣が指定する本邦の公私の機関の変更を含み、特定技能の在留資格を有する者については、法務大臣が指定する本邦の公私の機関又は特定産業分野の変更を含み、特定活動の在留資格を有する者については、法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動の変更を含む。）を受けることができる。
- 2 前項の規定により在留資格の変更を受けようとする外国人は、法務省令で定める手続により、法務大臣に対し在留資格の変更を申請しなければならない。ただし、永住者の在留資格への変更を希望する場合は、第二十二条第一項の定めるところによらなければならない。
- 3 前項の申請があつた場合には、法務大臣は、当該外国人が提出した文書により在留資格の変更を適當と認めるに足りる相当の理由があるときに限り、これを許可することができる。ただし、短期滞在の在留資格をもつて在留する者の申請については、やむを得ない特別の事情に基づくものでなければ許可しないものとする。
- 4 法務大臣は、前項の規定による許可をすることとしたときは、出入国在留管理庁長官に、当該外国人に対し、その旨を通知させるものとする。この場合において、その通知は、出入国在留管理庁長官が、入国審査官に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める措置をとらせることにより行うものとする。
 - 一 当該許可に係る外国人が引き続き中長期在留者に該当し、又は新たに中長期在留者に該当することとなるとき 当該外国人に対する在留カードの交付
 - 二 前号に掲げる場合以外の場合において、当該許可に係る外国人が旅券を所持しているとき 当該旅券への新たな在留資格及び在留期間の記載
 - 三 第一号に掲げる場合以外の場合において、当該許可に係る外国人が旅券を

所持していないとき 当該外国人に対する新たな在留資格及び在留期間を記載した在留資格証明書の交付又は既に交付を受けている在留資格証明書への新たな在留資格及び在留期間の記載

- 5 第三項の規定による法務大臣の許可は、それぞれ前項各号に定める措置があつた時に、その効力を生ずる。
- 6 第二項の規定による申請があつた場合（三十日以下の在留期間を決定されている者から申請があつた場合を除く。）において、その申請の時に当該外国人が有する在留資格に伴う在留期間の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、当該外国人は、その在留期間の満了後も、当該処分がされる時又は従前の在留期間の満了の日から二月を経過する日が終了する時のいずれか早い時までの間は、引き続き当該在留資格をもつて本邦に在留することができる。

第22条（永住許可）

- 1 在留資格を変更しようとする外国人で永住者の在留資格への変更を希望するものは、法務省令で定める手続により、法務大臣に対し永住許可を申請しなければならない。
- 2 前項の申請があつた場合には、法務大臣は、その者が次の各号に適合し、かつ、その者の永住が日本国の利益に合すると認めたときに限り、これを許可することができる。ただし、その者が日本人、永住許可を受けている者又は特別永住者の配偶者又は子である場合においては、次の各号に適合することを要しない。
 - 一 素行が善良であること。
 - 二 独立の生計を営むに足りる資産又は技能を有すること。
- 3 法務大臣は、前項の規定による許可をすることとしたときは、出入国在留管理庁長官に、当該外国人に対し、その旨を通知させるものとする。この場合に

において、その通知は、出入国在留管理庁長官が、入国審査官に、当該許可に係る外国人に対し在留カードを交付させることにより行うものとする。

4 第二項の規定による法務大臣の許可は、前項の規定による在留カードの交付があつた時に、その効力を生ずる。

第25条（出国の手続）

- 1 本邦外の地域に赴く意図をもつて出国しようとする外国人（乗員を除く。次条において同じ。）は、その者が出国する出入国港において、法務省令で定める手続により、入国審査官から出国の確認を受けなければならぬ。
- 2 前項の外国人は、出国の確認を受けなければ出国してはならない。

<入管規則>

第20条（在留資格の変更）

- 1 法第二十条第二項の規定により在留資格の変更を申請しようとする外国人は、別記第三十号様式による申請書一通を提出しなければならない。
- 2 前項の申請に当たつては、写真一葉、申請に係る別表第三の上欄に掲げる在留資格に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる資料及びその他参考となるべき資料各一通を提出しなければならない。ただし、地方出入国在留管理局長がその資料の一部又は全部の提出を省略しても支障がないと認めるときは、この限りでない。
- 3 第一項の申請が次に掲げる者に係るものであるときは、前項本文の規定にかかわらず、写真の提出を要しない。ただし、地方出入国在留管理局長が提出を要とした場合は、この限りでない。
 - 一 十六歳に満たない者
 - 二 三月以下の在留期間の決定を受けることを希望する者
 - 三 短期滞在の在留資格への変更を希望する者
 - 四 外交又は公用の在留資格への変更を希望する者
 - 五 特定活動の在留資格への変更を希望する者で法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動として次のいずれかの活動の指定を希望するもの
 - イ 台湾日本関係協会の本邦の事務所の職員又は当該職員と同一の世帯に属する家族の構成員としての活動
 - ロ 駐日パレスチナ総代表部の職員又は当該職員と同一の世帯に属する家族の構成員としての活動
- 4 第一項の申請に当たつては、次の各号に掲げる書類を提示しなければならない。この場合において、旅券又は在留資格証明書を提示することができない者にあつては、その理由を記載した書類一通を提出しなければならない。
 - 一 中長期在留者にあつては、旅券及び在留カード

- 二 中長期在留者以外の者にあつては、旅券又は在留資格証明書
- 三 第十九条第四項の規定による資格外活動許可書の交付を受けている者にあつては、当該資格外活動許可書
- 5 中長期在留者から第一項の申請があつたときは、当該中長期在留者が所持する在留カードに、法第二十条第二項の規定による申請があつた旨の記載をするものとする。
- 6 法第二十条第四項第二号及び第三号に規定する旅券又は在留資格証明書への新たな在留資格及び在留期間の記載は、別記第三十一号様式又は別記第三十一号の二様式による証印によつて行うものとする。
- 7 法第二十条第三項の規定により在留資格の変更の許可をする場合において、高度専門職の在留資格（法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第一号イからハまでに係るものに限る。）への変更を許可するときは法務大臣が指定する本邦の公私の機関を記載した別記第三十一号の三様式による指定書を交付し、特定技能の在留資格への変更を許可するときは法務大臣が指定する本邦の公私の機関及び特定産業分野を記載した別記第三十一号の四様式による指定書を交付し、特定活動の在留資格への変更を許可するときは法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動を記載した別記第七号の四様式による指定書を交付するものとする。
- 8 法第二十条第四項に規定する在留資格証明書の様式は、別記第三十二号様式による。
- 9 中長期在留者がした第一項の申請に対し許可をしない処分をしたとき及び当該申請の取下げがあつたときは、第五項の規定により在留カードにした記載を抹消するものとする。

第22条（永住許可）

- 1 法第二十二条第一項の規定により永住許可を申請しようとする外国人は、別

記第三十四号様式による申請書一通、写真一葉並びに次の各号に掲げる書類（法第二十二条第二項ただし書に規定する者にあつては第一号及び第二号に掲げる書類を除き、法第六十一条の二第一項の規定により難民の認定を受けている者にあつては第二号に掲げる書類を除く。）及びその他参考となるべき資料各一通を提出しなければならない。ただし、地方出入国在留管理局長がその資料の一部又は全部の提出を省略しても支障がないと認めるときは、この限りでない。

- 一 素行が善良であることを証する書類
 - 二 独立の生計を営むに足りる資産又は技能があることを証する書類
 - 三 本邦に居住する身元保証人の身元保証書
- 2 前項の場合において、前項の申請が十六歳に満たない者に係るものであるときは、写真の提出を要しない。ただし、地方出入国在留管理局長が提出を要するとした場合は、この限りでない。
 - 3 第二十条第四項の規定は、第一項の申請について準用する。

<戸籍法>

第1条（戸籍事務の管掌）

- 1 戸籍に関する事務は、この法律に別段の定めがあるものを除き、市町村長がこれを管掌する。
- 2 前項の規定により市町村長が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第4条（特別区・指定都市の特例）

この法律中市、市長及び市役所に関する規定は、特別区においては特別区、特別区の区長及び特別区の区役所に、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市においては区及び総合区、区長及び総合区長並びに区及び総合区の区役所にこれを準用する。

第103条（国籍喪失の届出）

- 1 国籍喪失の届出は、届出事件の本人、配偶者又は四親等内の親族が、国籍喪失の事実を知つた日から一箇月以内（届出をすべき者がその事実を知つた日に国外に在るときは、その日から三箇月以内）に、これをしなければならない。
- 2 届書には、次の事項を記載し、国籍喪失を証すべき書面を添付しなければならない。
 - 一 国籍喪失の原因及び年月日
 - 二 新たに外国の国籍を取得したときは、その国籍

＜旅券法＞（ただし、令和5年3月27日以前に施行されていたもの）

第2条（定義）

この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 公用旅券　　国の用務のため外国に渡航する者及びその者が渡航の際同伴し、又は渡航後その所在地に呼び寄せる配偶者、子又は使用人に対して発給される旅券をいう。
- 二 一般旅券　　公用旅券以外の旅券をいう。

第3条（一般旅券の発給の申請）

1 一般旅券の発給を受けようとする者は、外務省令で定めるところにより、次に掲げる書類及び写真を、国内においては都道府県に出頭の上都道府県知事を経由して外務大臣に、国外においては最寄りの領事館（領事館が設置されていない場合には、大使館又は公使館。以下同じ。）に出頭の上領事官（領事館の長をいう。以下同じ。）に提出して、一般旅券の発給を申請しなければならない。ただし、国内において申請する場合において、急を要し、かつ、都道府県知事又は外務大臣がその必要を認めるときは、直接外務省に出頭の上外務大臣に提出することができる。

- 一 一般旅券発給申請書
- 二 戸籍謄本又は戸籍抄本
- 三 申請者の写真
- 四 渡航先の官憲が発給した入国に関する許可証、証明書、通知書等を申請書に添付することを必要とされる者にあつては、その書類
- 五 前各号に掲げるものを除くほか、渡航先及び渡航目的によつて特に必要とされる書類
- 六 その他参考となる書類を有する者にあつては、その書類

2 前項第二号に掲げる書類は、次の各号のいずれかに該当するときは、提出することを要しない。ただし、第一号に該当する場合において、国内においては都道府県知事（直接外務大臣に提出する場合には、外務大臣。以下この条において同じ。）が、国外においては領事官が、その者の身分上の事実を確認するため特に必要があると認めるときは、この限りでない。

一 第十一条の規定に基づき前項の申請をするとき。

二 外務省令で定める場合に該当する場合において、国内においては都道府県知事が、国外においては領事官が、その者の身分上の事実が明らかであると認めるとき。

3 都道府県知事は、一般旅券の発給の申請を受理するに当たり、申請者が人違いでないこと及び申請者が当該一般旅券発給申請書に記載された住所又は居所に居住していることを確認するものとし、その確認のため、外務省令で定めるところによりこれを立証する書類の提示又は提出を申請者に求めることができる。

4 第一項の一般旅券の発給の申請に係る書類及び写真の提出は、外務省令で定めるところにより、次に掲げる者を通じてすることができる。

一 申請者の配偶者又は二親等内の親族

二 前号に掲げる者のほか、申請者の指定した者（当該申請者のために書類及び写真を提出することが適当でない者として外務省令で定めるものを除く。）

第18条（旅券の失効）

1 旅券は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その効力を失う。

一 旅券の名義人が死亡し、又は日本の国籍を失つたとき。

二 旅券の発給を申請し若しくは請求した者が当該旅券の発行の日から六月以内に当該旅券を受領せず、又は一往復用の旅券の名義人が当該旅券の発行の

日から六月以内に本邦を出国しない場合には、その六月を経過したとき。

三 旅券の有効期間が満了したとき。

四 一往復用の旅券の名義人が本邦に帰国したとき。

五 旅券の発給の申請又は請求に当たつて返納された旅券（第十条第三項の規定により返納された旅券を含む。）にあつては、当該返納された旅券に代わる旅券の発行があつたとき。

六 前条第一項又は第四項の規定による届出があつたとき。

七 次条第一項の規定により返納を命ぜられた旅券にあつては、同項の期限内に返納されなかつたとき、又は外務大臣若しくは領事官が、当該返納された旅券が効力を失うべきことを適當と認めたとき。

2 外務大臣は、旅券が前項第六号又は第七号に該当して効力を失つたときは、遅滞なくその旨を官報に告示しなければならない。